

こんなときどうする？

社会保険、労基法等の スキルアップセミナー

～誤りやすいケースをQ&Aで学ぶ！最新法改正対応～

2017年10月27日(金) 10:00～16:30

特色

働く現場では、日々さまざまな事柄が起きます。人事・総務担当者のみならず、労働組合幹部のみならず、社員・組合員から相談があったときに、迷わずに判断・対応されていますでしょうか。

近年のように、法改正が相次ぎ、多様な人材をマネジメントしなければならない状況ですと、どうしても知識や情報があまいになりがちです。

本セミナーでは、「実務Q&A」というスタイルをとって、実際にこのようなケースが起きたらどうするかということを考えながら、確認すべき最新の法的情報、行政の情報、まちがいやすい部分、組織運営のために望ましい判断のポイントなどを学んでいきます。(とりあげるケースの詳細は、本チラシの裏面をご覧ください。)

講師は、経験豊富な人事コンサルタント、社会保険労務士の吉田正敏氏です。昨年秋の同様のセミナーでは、「リアルタイムな情報が大変参考になった。」「具体例がたくさんあり、情報収集ができた。」「日常業務のなかで起こりそうなケースで、身近に感じながら受講できた。」「大変わかりやすい説明だったので、理解を深められた。」と大変好評でした。

業務改善、スキルアップのみならず、社会保険は何のためにあるのか、人材をどう扱うべきか、組織はどうあるべきか、根本を見つめ直す機会にもなるはずです。ぜひご参加ください。

講師

よしだ まさとし
吉田 正敏氏

人事コンサルタント、社会保険労務士

会場

厚生会館【5階 青竹・紅梅の間】

東京都千代田区平河町1-5-9 TEL 03-3264-1241

※地下鉄麹町駅から徒歩3分、地下鉄永田町駅から徒歩4分

参加対象者

**人事・総務部、社会保険のご担当者
労働組合のご担当者**

参加費用

会員 24,000円(税込)
一般 28,000円(税込)

※参加費用には、テキスト代、昼食代を含む。

※会員とは、産労総合研究所発行の定期刊行誌いずれかの購読者。定期刊行誌については申込書を参照ください。

講師プロフィール



よしだ まさとし
吉田 正敏氏

株式会社コンサルティングオフィスYOSHIDA代表取締役。人事コンサルタント、特定社会保険労務士として、企業の労務指導、人事制度の構築、社員研修等を行う。また、都市銀行系や出版社、商工経済団体等のセミナーで講師に携わる。著書として、『みてわかる給与計算マニュアル』『労基法等と社会保険の重要項目Q&A』(以上、経営書院)、『社会保険入門の入門』(税務研究会)、『今さら人に聞けない労働基準法の実務』(セルバ出版)などがある。

お申込みについて

- お申込みは、裏面の「参加申込書」にご記入のうえFAX(フリーダイヤル)でお送りください。
- お申込みを受付後、数日以内に、受講証・会場案内を郵送します。
- 請求書(受講証と共に郵送)、領収書(セミナー当日お渡し)はご希望の場合のみ発行いたします。必要な方は「参加申込書」にご記入ください。
- 先着順に受け付け、定員に達し次第締め切りますのでお早めにお申込みください。下記Webサイトからもお申込みできます。なお、電話によるお申込みは受付ておりません。
- お申込み後のお取消しの場合、代理出席をご考慮ください。
- 開催日より5日前(土日・祝日を除く)以降のお取消しには、キャンセル料をいただきます。
- 参加費は、開催日までに、下記の指定銀行にお振込みください。
- 同業他社様からの受講はお断りさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

三菱東京UFJ銀行 麹町中央支店
(普通) 1022849

口座名：(株)産労総合研究所セミナー
カ)サンロウソウゴウケンキョウシヨセミナー

※振込手数料は、ご利用者でご負担願います。

講義の内容(予定)

第Ⅰ部「社会保険の実務相談Q&A」

- Q. 1 パートタイマーを社会保険に加入させないといけないのか?
- Q. 2 社会保険の加入は試用期間満了後でよいのか?
- Q. 3 兼務役員は労災保険の対象にできないのか?
- Q. 4 失業給付を受けている配偶者を健保の被扶養者とできるのか?
- Q. 5 出向社員の社会保険加入は出向元、出向先のどちらですか?
- Q. 6 昇給はあったが、標準報酬月額が低下したとき随時改定はどうするのか?
- Q. 7 標準報酬月額が上・下限のときの随時改定は?
- Q. 8 当月の給与から当月分の保険料を控除してよいのか?
- Q. 9 同一月に入・退社があったときの保険料はどうするのか?
- Q. 10 賞与を支払った数日後に退職した社員の保険料はどうするのか?
- Q. 11 入社前からの病気も健康保険が使えるのか?
- Q. 12 自動車事故でケガをしたとき、健康保険は使えるのか?
- Q. 13 私傷病はすべて健康保険が使えるのか?
- Q. 14 年次有給休暇で休んだときも、傷病手当金の待期期間になるのか?
- Q. 15 傷病手当金の待期期間中に早退した日はどう取り扱われるのか?
- Q. 16 未婚で出産。出産育児一時金を受けられるか?
- Q. 17 退職理由によって失業給付に差があるのか?
- Q. 18 失業給付受給中にアルバイト。失業給付は受けられなくなるのか?
- Q. 19 業務上災害を発生させた時の企業責任は?
- Q. 20 業務上災害で休業中の社員に賃金を支払ったら労災保険は減額されるのか?
- Q. 21 会社の懇親会の帰途にケガ、労災保険が使えるか?
- Q. 22 終業後数時間を経過した後、帰宅途中のケガは通勤途上災害になるのか?
- Q. 23 会社の帰りに顧客に立ち寄った後ケガをした。労災保険はどうなるのか?
- Q. 24 定年後に再雇用された人の老齢年金はいくら支給されるのか?
- Q. 25 老齢年金を支給開始年齢より前に受けることができるのか?

第Ⅱ部「労働基準法等の実務相談Q&A」

- Q. 1 ハローワークで求人拒否されることがあるのか?
- Q. 2 試用期間を延長できるか?
- Q. 3 期間雇用者が5年を超えると無期雇用しなければならないのか?
- Q. 4 人事異動は業務命令として自由に行うことができるか?
- Q. 5 始業前に掃除をさせても賃金を支払わなくてよいのか?
- Q. 6 出張の移動時間は労働時間に含めなければならないのか?
- Q. 7 時間外労働は何時間まで命ずることができるか?
- Q. 8 時間外労働の時間を15分単位で計算してよいのか?
- Q. 9 期間雇用者にも育児休業を与えなければならないのか?
- Q. 10 忙しいのでレジャー目的の年休請求を拒否してよいのか?
- Q. 11 年休取得を理由に皆勤手当を支給にしないか?
- Q. 12 午前中に年休を取得し午後出勤したとき、残業したときの賃金は?
- Q. 13 課長に時間外労働の割増賃金を支払わなくてもよいのか?
- Q. 14 勝手残業にも割増賃金を支払わなければならないのか?
- Q. 15 時間外労働手当を定額制にして支払ってもよいのか?
- Q. 16 給与の過誤払いがあった。翌月の給与から控除してよいのか?
- Q. 17 上司がパワハラをしたとき、会社も責任を問われるのか?
- Q. 18 マイナンバーを提出しない社員を懲戒処分にはできるか?
- Q. 19 社員に兼業が発覚したとき懲戒処分にしてよいのか?
- Q. 20 メールで退職届が出された。どう対処すればよいのか?
- Q. 21 会社の承認を得ないで勝手に退職した社員には退職金を支払わなくてよいのか?
- Q. 22 休日に飲酒運転で検挙された社員を解雇できるか?
- Q. 23 懲戒解雇者は即時解雇にして退職金を不支給にしてよいのか?
- Q. 24 就業規則の変更を社員代表が反対している。どうすればよいのか?
- Q. 25 労基法改定方向の残業代ゼロ法案や解雇の金銭解決制度とは? また、同一労働同一賃金とは?

参加申込書

専用FAX  0120-73-3641

WEBサイトからのお申込み

<http://www.e-sanro.net/>

社会保険、労基法等のスキルアップセミナー			2017年10月27日開催		お申込日： 月 日		
企業名 団体名					電 話		
					F A X		
					Eメール		
所在地	〒				業 種	従業員数 組合員数	人
参加者 氏 名	ふりがな	所 属 役 職				購読誌名(○印) 賃金事情・労務事情・人事実務 労働判例・企業と人材・医事業務 看護のチカラ・病院羅針盤	
ご希望の場合のみ発行いたします。必要な方はチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書							

※プライバシーポリシーにより個人情報をお取扱いたします。
個人情報保護方針については、産労総合研究所ホームページ (<http://www.e-sanro.net/>) をご覧ください。